

「宮城県中小企業等再起支援事業補助金」の申請受付開始

令和2年度から新型コロナウイルス感染症対応事業として実施している「宮城県中小企業等再起支援事業補助金」について、補助対象要件等を拡大し、新たに申請受付を開始します！

1 補助金の概要

コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響により業績が悪化し、厳しい経営状況に置かれている中小企業・小規模事業者等が早期の再起を図るために行う、販路開拓、生産性向上、新商品・新役務の展開、売上原価の抑制等に係る新たな取組を支援するもの。

(1) 補助対象事業者

県内に本社・本店を有する中小企業・小規模事業者等（個人事業主，NPO法人含む）で、原油価格・物価高騰の影響を受け、下記①又は②の要件に該当している事業者。

①令和4年8月以降のいずれか1か月間の「売上高」が、平成31年から令和4年までの同月比で30パーセント以上減少していること。

②申請日以前の直近決算期の「売上高」が対前期比で減少しており、かつ、直近決算期の「売上総利益率」が対前期比で10パーセント以上減少していること。

$$\text{「売上総利益率」} = \frac{\text{売上高(又は売上(収入)金額)} - \text{売上原価}}{\text{売上高(又は売上(収入)金額)}}$$

(2) 補助対象事業

- ①販路開拓に関する事業
- ②生産性向上に関する事業
- ③新商品・新役務の展開に関する事業
- ④売上原価の抑制に関する事業
- ⑤上記①～④の事業と併せて行う感染防止対策に関する事業

(3) 補助金額

- ①補助率：2/3以内
- ②補助限度額：100万円（下限額：30万円）

2 申請受付期間

令和5年4月3日（月）～ 5月31日（水）（郵送：当日消印有効）

ただし、予算上限に達する見込みとなった場合、受付を終了する場合があります。

※「パートナーシップ構築宣言」を行った事業者については、優先採択いたします。

申請については郵送での受付になります。詳細については、補助金事務局である「みやぎおうえんコンソーシアム」の専用ホームページ、コールセンターにて御確認ください。

専用ホームページ URL : <https://miyagi-chusho-saiki.jp/r5/>

コールセンター : 022-266-3821（午前10時から午後5時まで ※土日祝日・年末年始を除く）

【参考】

※「パートナーシップ構築宣言」は、国が推進している制度で、「発注者」側の立場から、取引先との連携や共存共栄を進めることを、代表者の名前で宣言するもので、地域において、適正な価格転嫁に向けた取組の促進を目指すものです。

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

URL : <https://www.biz-partnership.jp/index.html>